

[事案 2023-235] 新契約取消請求

・令和6年5月31日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年6月に外貨建一時払終身保険（契約①）、同年7月に終身医療保険（契約②）および外貨建終身保険（契約③）を契約したが、以下等の理由により、契約①については1年満期であることの確認もしくは契約の取消し、契約②③については契約の取消しを求める。

- (1) 契約①について、契約時、募集人から、1年満期で、1年後に掛金の10%が増える投資的商品であると提案された。
- (2) 契約時、保険金受取人である母の住所が分からなかったが、募集人から、今日契約してほしいと言われ、架空の住所を記入させられた。
- (3) 契約締結にあたって、募集人とともに健康診断を受けに行ったが、募集人から、健康診断前の食事制限などの注意事項の説明をされなかったため、当日、多量の水を飲むなどして健康診断を受けており、健康診断を正式な形で受診できなかった。

<保険会社の主張>

契約時、募集人は、コロナ禍での制限がありながらも、設計書やパンフレットを使って必要事項について十分な説明をしており、申立人は、申込手続において、自ら意向確認をした上で契約の申込みをしていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。